

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 時 分	号
--------	---------------------	----------	---

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和7年2月13日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 山田かずひこ

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備 考
1	財政運営について (1) 事業総点検について 最近市民から「長久手市は大丈夫か」という心配の声をよくいただく。私も昨年の3月議会、6月議会、9月議会において、本市の財政状況について質問をしてきた。その結果、本市の財政状況が極めて厳しい状況にあることを把握した。 懸念事項としては、「財政の弾力性を判断する『経常収支比率』が94.7%までになってしまった点」「財政の余力を示す『財政調整基金』の大幅な切り崩しを行っている点」の2点が挙げられる。 当初予算における財政調整基金繰入額が多額となっており、繰越金を充ててもその年度の財政調整基金からの繰り入れを解消できず、将来に向けた基金への積立てができていない状況である。 原因として、ふるさと納税制度による税金の流出や、学校、文化の家など公共施設の老朽化による設備の更新時期であること、民生費の増加、物価高による電気・水道料金の値上げ等が原因であることがわかった。現状のままでは令和8年度の予算が組めないということで、現	

	在、事業総点検を行っており、令和6年12月に議会に対して、進捗状況の報告があった。 ア 改めて事業総点検の目的は何か。 イ 今回の事業総点検は、どのような基準で事業を点検しているのか。 ウ 今回の事業総点検はいつまでに終了する予定か。 (2) 財政状況について ア 昨年から本市の財政状況について、一般質問で確認してきた。結果、財政調整基金の取崩しによる基金の減少、また、当該年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支から、基金への積立て及び取崩し額を除いた実質単年度収支は、一般会計で令和4年度1億3,085万9,000円、令和5年度2億2,955万円の赤字が連続しており、市の貯金である財政調整基金を取り崩して運営している状況である。この点について、改めて原因を伺う。 イ この財政調整基金と実質単年度収支に関しては、どのような状態にあるべきだと考えるか。 ウ 今後、新たな財源確保として考えていることはあるか。	
2	猫の飼育管理について (1) 地域猫活動について ノラ猫（所有者のいない猫）に関する苦情は多く、「庭を掘って荒らす」「花壇や畑にフンをされた」「フン尿で芝生が枯れた」「ごみを散らかしている」などがある。さらには、「エサやりをやめさせろ」「捕まえて処分しろ」と怒鳴る人もいる。 そんな中で、猫トラブルの解決方法の1つとして「地域猫活動」の取り組みがある。地域猫活動とは、ノラ猫を地域で適切に飼育・管理するために、住民の理解と協力のもとで共同飼育する活動のことであり、地域住民が主体となり、ボランティア等の協力を得ながら、不妊去勢手術、エサの管理、フンの清掃、周辺の環境美化などを行う。すなわち、ノラ猫を地域という大きな家族の中で正しく管理して生活させることで、一代限りの命をまっとうさせ、ノラ猫の数を今以上に増やさず、徐々に減らしていこうという最も平和的な解決方法だと考える。	

	ア 本市の考え方を伺う。 イ「動物の愛護及び管理に関する法律」から、市としてはどこまでのことができるか。 ウ 保護猫活動を行っている団体やボランティア活動団体とどのように連携をしているか。 (2) 多頭飼育問題について 多頭飼育の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立などが複雑に絡み合っている場合がある。飼い主が認知症や障がいを抱えていて、避妊・去勢などをせず複数の猫を飼ったため、あっという間に数が増えてしまうケースや、近隣との交流がなく引きこもり、ゴミ屋敷に近い状態の中で多数の猫と暮らしているケースがある。 ア 本市の多頭飼育の現状を把握しているか。 イ 多頭飼育の問題を未然に防ぐために、今後どのように取り組んでいくのか。 ウ 飼い主亡き後のペットの問題に対し、どのように取り組んでいくのか。	
--	--	--